

坂井市海浜自然公園再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、坂井市海浜自然公園再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたって、受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

1. 業務の目的

坂井市海浜自然公園（以下、「海浜自然公園」という。）は、「越前加賀海岸国定公園」の第2種特別地域内に立地する広大な自然公園である。自然学習センターやバーベキュー場、芝生広場等で構成されており、野外レクリエーション活動を行うことができる公園として、年間20,000人以上が利用する市内有数の施設となっている。一方で、広大な敷地すべての管理が困難であることから、施設の大部分が低未利用地となっており、施設の持つ潜在的な価値を十分に発揮できない状況となっている。また、竣工から30年以上が経過していることから、全体的な老朽化が顕著となっている。坂井市では、令和3年度において「坂井市海浜自然公園再整備基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定しており、海浜自然公園の再整備に向けたメインコンセプト等を示している。

本業務は、基本構想に基づく民間活力を活用した整備に向けて、導入機能、ゾーニング、概算事業費等を取りまとめた基本計画を策定するとともに、設計・建設から維持管理・運営までを効率的に推進できるよう最適な官民連携による事業手法等を検討することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

坂井市海浜自然公園再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別添する「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

(4) 見積限度額

20,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 本業務に類する官民連携事業に関する導入可能性調査業務（自然公園又は都市公園等）を国又は地方公共団体から受託した実績を有していること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと。

- (5) 参加申込書の受付期間において、国、地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 参加申込書の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。
- ① 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (8) 本業務を複数の事業者が共同企業体を結成して参加申込する場合、各構成員についても上記（2）から（7）の要件を満たしていること。なお、（1）については、構成員の1者が満たしていればよい。

4. 公募に係るスケジュール

内 容	日 時
公募開始（公告）	令和5年5月22日（月）
質問書受付期限	令和5年5月29日（月）正午
質問書に対する回答期限	令和5年5月31日（水）
参加申込書受付期限	令和5年6月12日（月）午後5時
企画提案書受付期限	令和5年6月16日（金）午後5時
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和5年6月下旬（予定）
選考結果通知・契約締結・事業開始	令和5年7月上旬（予定）

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書受付期限までに、質問書【様式8】に質問内容を記入の上、電子メールにて提出すること。なお、提出する際の件名は「海浜自然公園公募に関する質問（業者名）」とすること。

(2) 電子メール提出先

kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

(3) 回答方法

質問及び回答については、質問書に対する回答期限までに坂井市ホームページにて掲載する。

(4) 留意事項

- ① 電話やファックス等、様式以外の方法での質問は受け付けない。
- ② 企画提案の審査に係る質問は受け付けない。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び部数

次の書類について提出区分に従い、各1部を提出すること。

提出書類	留意事項	提出区分	
		単体	共同
参加申込書【様式1】	単独での参加申込の場合、提出すること。	○	-
参加申込書【様式2】	共同企業体での参加申込の場合、提出すること。	-	○
誓約書【様式3】	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）	○	○
事業者概要書【様式4】		○	○
類似業務実績書【様式5】		○	○
共同企業体協定書【様式6】	共同企業体の構成は、3者を上限とする。	-	○
履歴事項全部証明書（写し可）	発行後3カ月を超えないもの。	○	○
直近1カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）		○	○

(2) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

① 持参の場合

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参すること。

② 郵送の場合

封筒に「坂井市海浜自然公園再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務関係書類在中」と朱書きの上、配達までの送達過程の記録が確認できるよう簡易書留等にて郵送すること。

(3) 提出先

「13. 書類提出及び問い合わせ先」のとおり

(4) 参加の辞退

参加申込書提出後に、辞退する場合は辞退届【様式9】を速やかに提出すること。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

次の書類について、企画提案書を10部、参考見積書を1部、提出すること。

提出書類	留意事項
企画提案書 (任意様式)	<p>① A4版、左綴じとすること。 (図表等は必要に応じてA3サイズの折り込みも可)</p> <p>② 表紙に「坂井市海浜自然公園再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務企画提案書」及び「業者名」を記載すること。</p> <p>③ 別添する仕様書に基づく、次の内容を含んだ具体的な提案であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・再整備のイメージ・業務実施方針に関すること。・業務実施体制（人員配置、経験、資格等）に関すること。・業務実施スケジュールに関すること・その他、独自の企画提案に関すること。 <p>④ 提出できる企画提案書は1案とする。</p> <p>⑤ 受付期限後の企画提案書の再提出や追加、差替え等は認めない。</p>
参考見積書 【様式7】 (任意様式)	<p>① 印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）</p> <p>② 見積限度額20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。なお、見積限度額を上回った場合は、審査の対象としない。</p> <p>③ 見積額の積算根拠が分かるよう内訳明細書を添付すること。</p>

(2) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

① 持参の場合

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参すること。

② 郵送の場合

封筒に「坂井市海浜自然公園再整備基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務関係書類在中」と朱書きの上、配達までの送達過程の記録が確認できるよう簡易書留等にて郵送すること。

(3) 提出先

「13. 書類提出及び問い合わせ先」のとおり

8. 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の実施

（1）日時及び場所

企画提案書を提出した事業者に対し、別途通知する。

（2）実施方法

学識経験者等の審査員による選定審査会を設置し、評価する。

- ① 説明者は4名以内とする。（共同企業体の場合は6名以内）
- ② プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき、20分以内とする。
- ③ プレゼンテーションにおいて、パワーポイント等を用いる場合は、坂井市の用意するプロジェクター（接続：HDMIケーブル）を使用することができる。その際は、ノートパソコンを持参すること。※令和5年6月16日（金）までに申し出ること。
- ④ プレゼンテーションに係るヒアリングは10分程度とする。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開にて実施する。

9. 選定方法

（1）審査項目と配点

選定審査会は、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価する。

審査項目		審査内容	配点
全体	業務目的の達成、理解度	業務目的や背景等を十分に理解しているか。	10
提案内容	基本計画策定	基本構想のコンセプトや方向性をもとに、導入機能・施設計画の条件等が整理されているとともに、具体的にその方法が示されているか。	20
	民間活力導入可能性調査	事業スキームの検討、その効果及び課題の整理がされているとともに、最適な官民連携による事業手法の確立に向けた具体的な方法が示されているか。	20
実施体制	業務実施体制	提案内容を実現できる人員配置や役割分担がされているか。	10
	スケジュール	業務の履行に必要な現実的なスケジュールが示されているか。	10
実績	業務実績	類似業務の履行実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。	15
見積額	見積額の妥当性	提案内容と見積額が妥当であるか。	10
その他	独自提案	本事業の効果を高める独自性のある提案がされているか。	5
合計			100

(2) 受託候補者の選定

選定審査会の終了後、各審査員が企画提案書等の採点を行い、評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、審査会に参加した事業者宛に郵送にて通知するとともに、坂井市ホームページにおいて公表する。通知及び公表内容は、受託候補者の名称及び評価点合計とする。

(4) 留意事項

参加申込書及び企画提案書の提出が1者である場合は、全審査員の評価点の平均が60点以上で合格とする。平均が60点未満の場合、又は参加申込書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更等を行うことがある。

10. 契約の締結

- (1) 当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって契約にはいたらない。企画提案書に記載された内容を基本とするが、業務内容の詳細について受託候補者と坂井市の協議により内容を確定し、随意契約にて当該業務実施に係る委託業務を締結する。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約しない場合、又は協議が整わなかった場合は、審査会における次点の事業者と契約について協議する。
- (3) 契約の締結に際し、契約保証金として契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、坂井市財務規則第137条に該当する場合は、この限りではない。

11. 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合。
- (3) 指定する審査会の集合時間に遅刻した場合。
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (5) 審査員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合。

12. その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成やプロポーザルに係る一切の経費については、事業者の負担とする。
- (2) 全て提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 本プロポーザルにより知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに個人情報の保護に関する法律、坂井市財務規則及びその他の坂井市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

13. 書類提出及び問い合わせ先

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市産業政策部観光交流課観光拠点整備推進室

電話：0776-50-3155（直通）

メール：kankou@city.fukui-sakai.lg.jp